

## 救命索発射銃取扱要綱

昭和 51 年 1 月 9 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、防府市警防規程（平成 15 年防府市消防本部訓令第 1 号）第 31 条の規定に基づく救助活動に使用する、救命索発射銃（以下「銃」という。）の適正な取扱い、運用及び事故防止について必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第 2 条 消防長は、銃の適正な運用、維持管理のため管理責任者を置くものとする。

2 管理責任者は、消防署長をもって充てる。

3 管理責任者は、銃の適正な運用、維持管理について責任を有するものとする。

(取扱者及び取扱制限)

第 3 条 銃を取扱うことができる者は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 3 条第 2 項の規定により、山口県公安委員会が交付する「人命救助等に従事する者届出済証明書」に記載された職員（以下「取扱者」という。）とする。

(取扱責任者)

第 4 条 取扱責任者は、救助隊員の上席責任者とする。

2 取扱責任者は、適正な運用、維持管理について責任を有する。

(銃の使用)

第 5 条 銃は、災害現場において上席者の使用命令以外は、管理責任者の許可を受けずに使用してはならない。

(銃の取扱)

第 6 条 銃は、当該要綱に定めるほか、取扱説明書により取扱わなければならない。

(銃の取扱上の注意事項)

第 7 条 銃の取扱いについて、取扱責任者は積極的な安全管理を行い、次の各号に定める事項を取扱者に遵守させ、事故防止に万全を期さなければならない。

(1) 安全装置の作動、引き金の状態及び銃身部、機関部等に緩み等の異常がない事を確認すること。

なお、異常を認めたときは使用を中止し、管理責任者に報告すること。

(2) 発射目標以外は、いかなる場合も銃口を人に向けないこと。

(3) 銃腔内に異物の侵入がない事を確認すること。

(4) 発射直前まで安全装置をかけておくこと。また、安全装置を過信しないこと。

(5) 取扱操作の間、銃口は常に上方に向けて取扱うこと。

- (6) 発射体は、発射直前まで装てんしないこと。
- (7) 発射体に、歪み又は膨らみが発生したものは使用しないこと。
- (8) 発射直前まで安全装置はかけた状態とし、また、引き金に指を掛けないこと。
- (9) 発射後は直ちに安全装置をかけること。

(銃の安全対策)

第8条 発射中には、次の各号を遵守し、事故防止に万全を期さなければならない。

- (1) 上席者は、現場の状況、地形等から活動方針を決定し、取扱責任者に下命するとともに警戒員を配備し、発射目標付近及び現場の安全確保に万全を期すこと。また、諸準備完了後、安全を確認し拡声器、無線機等で発射予告を行うこと。
- (2) 取扱責任者は、上席者の使用命令及び活動方針を理解し、取扱者に対し発射目標及び操作手順等を指示するとともに上席者の発射予告後、取扱者の「発射準備よし」の合図で「発射」と号令する。
- (3) 取扱者は、上席者及び取扱責任者の指揮下において、発射目標、発射位置、距離及び発射角度並びに風位、風速等（横風のときは、風速1mにつき1度を目安として銃口を目標より風上に向ける。）を考慮し、的確な発射に努めること。発射準備が完了後取扱責任者に「発射準備よし」と合図し、前号の「発射」の号令を復唱したのち発射すること。  
 万一発射目標付近の安全に不安を感じたときは、躊躇なく発射を中止するとともに取扱責任者に報告すること。
- (4) 警戒員は、定められた警戒区域内の安全確認を行い人が立入っている場合、立入るおそれがある場合は速やかに警戒区域から出るよう指示し、安全確認後その場を離れることなく上席者へ拡声器、無線機等で報告すること。

(訓練時の安全対策)

第9条 第7条及び前条に加えて、上席者及び取扱責任者は、次の各号を遵守し事故防止に万全を期さなければならない。

- (1) 市街地、公園、密集地、衆人群衆の場所での訓練は行わないこと。
- (2) 次に示す銃の最大飛距離を熟知し、発射体の到達するおそれがある人畜、建物、電車、車両、艦船に向けて発射しないこと。

	ゴム弾	浮環弾	ロープ長及び強度
ミロク M-300	120m	100m	2.5mm×200m(3.7kn) 3.5mm×160m(2.0kn)

(注) 仰角30～35度無風状態の値であり、追い風等を考慮し訓練時は2割程度加算すること。

- (3) 公道（農道、林道含む。）の上空を発射体が通過しないこと。

- (4) 飛距離内では、跳弾が発生する可能性があるもの（入射角の浅い水面、岩等）へ向けて発射しないこと。できる限り安土（山、崖、高い土手等）へ向けて発射すること。

（銃の保管）

第 10 条 取扱責任者は、銃の保管について次の各号により保管するものとする。

- (1) 銃は、良好な状態で常時使用できるよう保管すること。
- (2) 銃は発射体を装てんし、発射状態で保管しないこと。
- (3) 銃を放置し、盗まれ、遺失することのないよう管理すること。
- (4) 銃は保管箱に施錠して保管すること。
- (5) 保管庫、銃収納ケースの鍵は、管理責任者及び取扱責任者が遺失されないよう管理すること。

（銃の点検手入れ）

第 11 条 取扱責任者は、銃を常時最良な状態を保つため、次に定める事項について点検手入れするものとし、異常を認めたときは管理責任者に報告するものとする。

- (1) 鉄砲所持許可証、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃、付属品の有無、数量及び状態について点検すること。
- (2) 銃腔内異物、銃身外部の異物、銃身の変形等の事項について点検すること。
- (3) 安全装置が確実に作動するか点検すること。
- (4) 引き金機構に緩みがないか、引き金が軽すぎたり重すぎたりしないか点検すること。
- (5) 銃身部、機関部、銃床部の接合部分及び各部のねじ等に緩みがないか点検すること。
- (6) 空気式発射銃は上記のほか圧力計、高圧ホース部及びカップラーの点検をすること。
- (7) 救命索は、円滑に延長する状態で保管され、かつ、使用に際し強度に支障がないかの点検をすること。
- (8) 銃腔内の清掃は、十分に洗油を塗布した後、洗矢の先にブレスブラシを用いて銃腔内の汚れを落とす。その後洗矢の先にウエスを付けて洗油をふき取り防錆油（スピンドル油等）を薄く塗布すること。
- (9) 銃身及び機関部に薄く油を塗布し円滑な作動及び防錆に留意すること。

（銃の検査等）

第 12 条 管理責任者は、随時銃の保管状況、機能及び数量等について検査を行いその不備については、取扱責任者に是正を命ずること。

（記録簿）

第 13 条 管理責任者は、銃の使用、保管及び維持管理に万全を期すため、救命索発射銃等点検記録表（第 1 号様式）及び救命索発射銃等使用記録表（第 2 号様式）を備えるものとする。

- 2 取扱責任者は、銃の保管状態について日常点検を実施し、その結果を口頭で署長補佐に報告するものとする。
- 3 取扱責任者は、毎月 1 回銃の点検を実施し、その結果を第 1 号様式により管理責任者に報告するものとする。
- 4 取扱責任者は、銃を使用したときは、第 2 号様式により管理責任者に報告するものとする。

附則

この要綱は、昭和 51 年 1 月 9 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 6 年 7 月 15 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 8 年 8 月 8 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 12 年 6 月 27 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 18 年 9 月 15 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 27 年 7 月 22 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から実施する。

第 1 号様式

合議	取扱者	取扱責任者	署長補佐	副署長	署長
署管理係					

救命索発射銃点検記録表

点検年月日	年 月 日	点検者職氏名	
点検場所		銃の種類	ミロク M-300

銃点検項目	状況	否の詳細
所持許可証	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
届出済証明書	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
銃身	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
銃腔	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
照星	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
安全装置	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
バレルリング	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
用心金	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
引金	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
機関部	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
圧力計	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
銃把	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
銃床	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
高圧ホース等	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	

付属品点検項目	状況	数量	否の詳細
救命索	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否		
発射体	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否		
浮環弾	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否		
浮環	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否		
浮環膨張ガス	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否		
安全板	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否		

第 2 号様式

合議	取扱者	取扱責任者	署長補佐	副署長	署長
署管理係					

救命索発射銃使用記録表

使用年月日	年 月 日 曜日
使用時間	時 分から 時 分まで
使用場所	
使用目的	<input type="checkbox"/> 人命救助 <input type="checkbox"/> 発射訓練 <input type="checkbox"/> 取扱訓練 <input type="checkbox"/> その他( )
取扱責任者職氏名	
取扱者職氏名	
銃名称	ミロク M-300
使用方法 (具体的に)	
使用した浮環膨張ガス	個
使用したリードロープ	個
使用後の手入れ状況	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 [ ]
使用後の点検状況	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 [ ]
特記事項	